

## 広田校区における放課後児童健全育成事業実施法人の 募集案内について

富山市では、子育てと仕事の両立支援と児童の健全な育成を推進するため、下記のとおり、広田校区において放課後児童健全育成事業を実施する法人(以下「実施法人」という。)を公募します。

つきましては、実施する事業者を募集しますので、希望される方は、公募要領に従い応募してください。

※1事業者につき、本補助金に応募することができる施設は1施設のみです。

(問い合わせ先)

富山市子ども家庭部子ども支援課  
児童健全育成係

電話 076-443-2204(直通)

FAX 076-443-2169

Eメール [kenzenikusei@city.toyama.lg.jp](mailto:kenzenikusei@city.toyama.lg.jp)

# 募集要領

## 1 募集内容

### ・放課後児童健全育成事業費補助金

令和9年度において、放課後児童健全育成事業を実施する法人等に対して、その運営にかかる費用等を補助します。

実施場所については、申請される法人等で手配してください。

### ・放課後児童健全育成事業施設整備補助金

令和9年度からの実施に向けて、令和8年度に実施場所を新たに整備する法人等に対して、その施設整備に係る費用等を補助します。

## 2 応募要件

次の全ての条件を満たす法人・団体とします。

- (1)本市に事務所(活動拠点)があること、又は本市内において児童の健全育成の活動実績があること。
- (2)社会福祉法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、その他営利を目的としない法人で市長の認めたものであり、市内で放課後児童健全育成事業等の児童福祉事業を実施しており、十分な実績を有していること。
- (3)放課後児童健全育成事業に係る関係法令や政令、富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び施行規則(以下、「条例等」という。)を遵守すること。
- (4)本市の児童福祉行政を良く理解し、熱意を持って本事業の実施に取り組む者であること。
- (5)施設整備等の開設準備が終了後、速やかに事業実施することが可能であること。
- (6)実施する事業の経理区分を明確にし、適正な経理処理ができること。
- (7)保護者や地域の関係者等を委員とする運営委員会を設置し、事業の運営について、年1回以上意見交換を行うこと。
- (8)法人・団体及びその代表者が民事再生法に規定する再生手続き開始又は破産手続きの開始の決定を受けていないこと。
- (9)法人・団体及びその代表者が市町村税を滞納していないこと。
- (10)法人・団体及びその役員等が暴力団又は暴力団員でないこと。
- (11)事業の開設日から10年以上事業を実施することが可能であること。

※10年以上事業を実施した場合でも、当該施設について転用や譲渡、交換、貸付、取壊し等の財産処分を行う場合、補助金の返還が必要となります。

### 3 募集校区

広田校区

### 4 募集数

応募があった施設の中から、放課後児童健全育成事業費補助金、放課後児童健全育成事施設整備補助金を交付する施設を1か所選定し、予算の範囲内で補助金を交付します。

### 5 放課後児童健全育成事業の概要

#### (1)事業の目的

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項の規定に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものにつき、放課後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ると同時に、保護者の子育てと仕事の両立を支援することを目的とする。

※スポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業は、本事業の対象とならない。

#### (2)事業の主な内容

- ア 受入児童 1日おおむね40人の受け入れができること。
- イ 対象児童 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生  
※受け入れにあたっては、小学1～3年生を優先すること。
- ウ 開設日数 年間開設日数は、250日以上とすること。
- エ 開設時間 平日は放課後から午後7時まで  
土日祝日、長期休暇時は午前8時から午後7時までを基準とすること。
- オ 開設時期 施設整備等の開設準備が終了後、速やかに開設すること。  
※令和9年4月1日までに開設すること。

#### (3)事業の施設・運営の基準

放課後児童健全育成事業を実施するにあたり、下記の法令・条例等の基準に適合すること。

- ア 富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び同施行規則
- イ 富山市放課後児童健全育成事業実施要綱
- ウ 放課後児童クラブ運営指針(こども家庭庁通知)
- エ その他、建築基準法、消防法、労働基準法等の関係法令

主な基準は次表のとおりです。

職員配置	<p>【配置人数】</p> <p>放課後児童支援員を支援の単位ごとに2名以上配置すること。  ※職員配置は常時2人を下回ってはならない。  ※支援の単位ごとに放課後児童支援員のうち1名を除き補助員に代えることができる。</p>
設備基準	<p>【専用区画】</p> <p>施設には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(専用区画)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。</p> <p>専用区画については、児童1人につき、おおむね1.65㎡以上を確保すること。</p> <p>【設置及び備品】</p> <p>衛生及び安全が確保された手洗い場、台所設備、トイレ、ロッカー(持ち物置場)、下駄箱、机、椅子、冷暖房機などの実施に適切な設備・備品を有すること。</p>
運営委員会	<p>【設置】</p> <p>事業を実施する場合には、事業の適正な運営について協議するため実施場所に運営委員会を置くこと。</p>

#### (4)開設後の運営費補助

選定された事業者は、事業の運営費として、令和9年度より「富山市放課後児童健全育成事業補助金」の交付対象とする。補助金の受給にあたっては、「富山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱」に従うこと。

#### (5)その他の留意事項

##### ア 受入児童について

- ・本事業の受入児童は、利用者と事業者との直接契約となります。本市において受入児童数の確保を保証するものではありません。
- ・児童の受け入れにあたり、事業者において、入所説明会を開催するなど、受け入れ児童の確保に努めてください。

##### イ 建物について

- ・工事の基本設計及び施行にあたっては、事業者自らが近隣住民等に説明し、理解を得ること及び安全確保等を図ってください。
- ・建築基準法及び消防法の関係法規を遵守してください。

具体的には、事業実施施設(建築物)を新築、又は既存の建築物を改修し、用途を変更して実施する場合、専門的な知識を必要とするため、事業計画を進める前に、建築基準法関係法令に適合した建物となるかを建築士に確認すること。(その際、建築士は市建築指導課および所管する消防署にその計画について事前協議を行うものとし、様式2「施設整備計画書」の提出の際には、建築士が事前協議で確認した図面を添付するものとする。なお、建築確認申請が不要な規模の新築や改修等

であっても、建築基準法関係法令を遵守するものとする。)

- ・施設整備後に、当該事業実施施設(建物)の建築確認申請の確認済証又は検査済証を提出すること。
- ・事業実施施設(建物)は、建築基準法における新耐震基準を満たしていること。  
なお、昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた事業実施施設(建物)の場合、耐震診断により耐震上問題がない事を確認できること。

ウ 建物用地について

- ・都市計画法、農振法、農地法、その他土地にかかる法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、当該計画の実装性をあらかじめ確認すること。
- ・建物用地の買収又は賃借を伴う場合は、用地の確保を担保できること。  
事業者決定後、速やかに、不動産売買契約書、賃借契約書等を提出できること。

エ 運営について

- ・運営内容については、本市の指導を遵守してください。
- ・地域住民と良好な関係が築かれるよう努めてください。

オ 補助金の返還について

- ・この募集案内2ページの2 応募要件(11)において、事業の開設日から10年以上事業を実施することとしておりますが、**10年以上事業を実施した場合でも、当該施設について転用や譲渡、交換、貸付、取壊し等の財産処分を行う場合、補助金の返還が必要となります。**

## 6 補助金内容

### 放課後児童健全育成事業施設整備補助金

国及び県の子ども・子育て支援施設整備交付金 26,567 千円(上限額)

#### 【算定基準】

要件	対象経費	補助率・補助金額 (千円未満切り捨て)
放課後児童健全育成事業施設の創設・改築・大規模修繕・拡張 (創設には、放課後児童健全育成事業の用途以外で使用している空き家等の既存建物を改築、改修して施設整備する場合も含まれる。 改築・拡張・大規模修繕は、 <u>定員を増やす場合に限る。</u> )	本体工事費 (ただし、土地の買収又は整地に要する費用、既存の建物の買収に要する費用、門・囲障・構内の雨水排水設備・構内通路等の外構整備に要する費用、その他整備費として適当と認められない費用は除く。)	26,567 円(上限額) ※対象経費限度額 35,423 千円と実際にかかった本体工事費を比較して、少ない方の4分の3を補助

<留意事項>

- (1) 補助金については、国・県の補助制度(子ども・子育て支援施設整備交付金等)を活用し、施設整備等を支援するため、事業者決定をもって、補助上限額の交付を確約するものではありません。また、国の補助制度を活用するため、事業者決定者は、国・県への補助協議書等の作成にあたり、市の指示に従ってください。
- (2) 市からの補助金交付決定前に契約(入札等の契約行為含む)及び支払った上記の補助対象経費については補助対象外となりますのでご注意ください。
- (3) 工事契約方法(工事業者の選定や入札方法等)などについては、市の契約手続きの取り扱いに準拠してください。

[入札参加資格決定の留意事項]

当該工事を完全かつ適正に履行できる能力、技術及び実績等を有する業者。

(入札・契約事務は富山市の契約事務に準じて行う必要があることから、富山市の入札参加資格を有していること及び下表の入札参加資格基準に適合すること。)

※入札参加資格基準は変更不可。

- ①建設業法第3条による許可を受けていること。
- ②資本規模、従業員数及び従業員数のうち技術職員数等
- ③過去の受注実績(過去15年以内において、国または地方公共団体等の同規模程度(設計額の3割以上)の公共事業を元請として受注し、完全に履行した等の経歴を有すること。(契約書の写を提出させる。))
- ④富山市の競争入札参加資格者名簿に登載されている業者  
(富山市からの通知書の写しを提出させる)
- ⑤主たる営業所が富山市の区域内にあること。

一般競争入札における入札参加資格基準

業種	金額区分(税込み)	総合点数	入札参加資格基準 (等級の条件)
建築	7,000万円以上 2億円未満	970点以上	Aのみ
	2,000万円以上 7,000万円未満	610点 ~969点	Bのみ

## 7 募集期間及び場所

(1) 募集期間

令和8年4月13日(月)~令和8年4月30日(木)まで

※ただし、土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

(2) 募集場所

〒930-8510 富山市新桜町7-38 富山市役所3階西館  
富山市子ども家庭部子ども支援課 児童健全育成係

## 8 応募方法

- (1) 応募書類は、募集期間中にこども支援課で配布するほか、市のホームページに掲載します。
- (2) 応募は、提出書類一覧に記載の書類を直接、申し込み者がこども家庭部こども支援課へ持参してください。  
※応募書類については、提出書類一覧表を要確認願います。
- (3) 応募書類は、A4サイズに統一し、正本1部、副本(正本の写し)6部、合計7部を提出してください。(決算書等の文字が小さい場合は、A3サイズを折り込むなど、見やすい大きさに提出してください。)
- (4) また、応募書類はA4フラットファイルに綴じ、表に「応募補助金名」「応募事業者名」を明示してください。(副本はファイル不要で紐綴じのみで結構です。)ファイル内の資料はホッチキス止めしないでください。

## 9 事業者の選定等

- (1) 応募書類に基づき、主に以下の項目について審査し、市において事業者を選定します。

### 【施設・場所】

- (ア) 開設予定場所
- (イ) 施設の内容

### 【運営内容】

- (ウ) 職員配置
- (エ) 開設日数・時間
- (オ) 利用定員
- (カ) 利用料金
- (キ) 受け入れ対象校区
- (ク) 事業の取り組み内容
- (ケ) 法人・団体の予算(整備資金調達の確実性・整備の実効性等)
- (コ) 法人・団体の実績(事業の確実性・継続性等)

※2事業者以上から応募があった場合、選考委員会を開催し、提出書類、ヒアリング及び質疑回答による審査を行い、委員による採点の合計点数が一番高い事業者を受託候補者とします。選考委員会については、公募の参加者と利害関係のない放課後児童健全育成事業の有識者等による複数名にて行います。

※選考委員会によるヒアリングの詳細な日時等は、5月1日(金)以降、応募者へ案内します。

- (2) 選定結果は、5月中に応募者へ文書で通知予定とします。  
また、市ホームページでも公表します。

## 10 募集要領等に関する質問及び回答

### (1) 質問受付

質問については、別紙質問票を作成の上、EメールまたはFAXにて提出してください。その際に、質問票の到着確認のため、電話連絡(076-443-2204)をお願いします。

Eメール:[kenzenikusei@city.toyama.lg.jp](mailto:kenzenikusei@city.toyama.lg.jp)

FAX 番号:076-443-2169

### (2) 受付期間

令和8年4月13日(月)～令和8年4月23日(木)まで

※午後5時まで(必着)

### (3) 回答方法

質問者に対して、後日、EメールまたはFAXにて回答票を送付します。

※類似の質問が、複数の応募事業者からあった場合、市ホームページでその回答内容を公表する場合があります。

## 11 応募にあたっての留意点

(1) 応募書類については、返却いたしません。

(2) 応募するために必要な一切の費用は、応募者の負担とします。

(3) 募集に対する応募がないとき又は事業者が決定しなかったときは、再度公募することがあります。

(4) 市において確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求めたり、ヒアリングを行うことがあります。

(5) 実施事業者に決定された後であっても、次の場合はその決定を取り消します。

ア 提出された関係書類等に虚偽事項の記載があった場合

イ 施設整備計画書(様式2)、事業実施計画書(様式3)の記載内容に著しい変更があった場合

ウ その他、市民の疑惑や不信を招くような行為があった場合

(6) 書類の提出期限後、実施事業者の選定前までに、やむを得ない事由で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、代表者名の記名、押印のある「辞退届」を提出してください。(様式は任意)

(7) 事業者選定後の辞退については、本市の放課後児童健全育成事業に大きな支障をきたすため、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

選定後に辞退した場合は、事業者名を市ホームページで公表します。また、本市へ説明を求める場合があります。

## 12 暴力団の排除について

本市では、平成24年7月1日から施行された「富山市暴力団排除条例」の基本理念に基づき、市と市民・事業者が一体となって、市民生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現と市民経済の健全な発展に寄与することを目的にさまざまな取り組みを進めてきたところです。

つきましては、応募されるにあたり誓約書(様式5)の提出をお願いします。

### 13 スケジュール(予定)

※予定のため、日程に変更がある場合があります。

放課後児童健全育成事業施設整備補助金

日程	内容
令和8年4月13日(月)	募集開始
4月13日(月)~4月30日(木)	募集(応募)期間
5月中	事業者決定、通知
6月初旬	市から国へ補助協議書等提出
8月中	国からの内示 市への補助金交付申請 市からの補助金交付決定
9月上旬~	入札・工事契約・着工
令和9年3月末まで	工事完了、開設準備、事業開始の届出 補助金実績報告・確定

※補助金については、原則、実績報告書類提出の上、補助金額確定後の支払いとなります。